

別紙

民間心身障害児者社会福祉施設整備事業（社会福祉施設等施設整備費の国庫補助） にかかる協議方針

（令和9年度に施設整備を実施し、令和10年4月開所予定の場合）

1. 協議の前提条件

- (1) 社会福祉法人・特定非営利活動法人等が実施する整備事業であること。
- (2) 障害福祉計画との整合性

当該事業が、所在市町（関係市町）が定める「障害福祉計画」の内容と整合・調整が図られており、かつ協議書の審査後に当課からの求めに応じてその旨の市町長の意見書を追加提出することが見込めること。

- (3) 整備内容の熟度

創設・増築・改築・大規模修繕等にかかる概算設計見積を完了していること。また、確実に令和9年度内(令和10年3月上旬までに完了検査を受検できることを目安とする。)に整備事業を行い、かつ令和10年4月1日から事業を開始できること。

⇒消防法や建築基準法、都市計画法に基づく必要な手続を事前に把握し、その対応に要する期間も見込んだ上で、確実に令和10年4月1日から事業を開始できるよう注意すること。（開発・建築許可を必要とする整備にあっては、許可権者との事前相談を実施し、交付決定通知書等の交付をもって直ちに協議を実施できる状況を整えておくこと）

⇒特に、工事着工するために建築確認・完了検査を要する事業は、事前の確認を怠ることのないよう注意すること。（創設・増築・改築・大規模修繕、どの整備区分でも建築確認・完了検査を要する場合がある。）

⇒事前の確認不足等が原因の事業繰越は認められない。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備する事業。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備する事業。
改築（建替）	既存施設の現在定員の増員を行わない改築整備(一部改築を含む)をする事業。
大規模修繕	・開設後おおむね10年以上経過した施設の一定額以上の修繕整備する事業。 →基準額を限度に賃貸物件の修繕も対象（10年以上賃貸可能であること） ・スプリンクラー設置、自動火災報知設備設置に係る整備 ・非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕 ・安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修 ・非常用自家発電設備の整備
避難スペース整備	災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所や障害児施設に障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。

これらの整備区分によらない増築は認められない。

(4) 事業実施の確実性

整備にかかる対象施設または土地が賃借物件の場合、賃借権または地上権の設定登記を行う旨の確約書が提出できること。

また、資金計画については、当該補助金以外に自己資金が必要な場合、法人の会計において必要となる資金（積立金等）を現に保有していること。（第三者からの贈与による場合は、贈与確約書および残高証明書を添付できるもの、借入金を予定している場合は明確な償還計画があるものに限る。）

(5) 国、県の財政状況について

国の予算枠が各自治体要望額に満たないため、協議を受けた事業であっても予算化を約束するものではないこと。（この場合、概算設計費など事前協議に要した経費については、いかなる場合であっても補填できないので注意のこと。）

2. 優先的な整備対象について

補助採択にあたっては、滋賀県障害者プランにおける主要施策の方向に基づき、障害者が可能な限り身近なところでサービスを受けることが出来るよう整備率の低い福祉圏における整備、定員の増加、または重度心身障害者等に対応する事業所の整備の優先を基本とし、法令等の適合状況や各市町の定める障害福祉計画におけるサービス等の必要量の推計状況、福祉圏域ごとの整備実績、福祉圏域内の施設間での機能分化の状況を勘案して採択に向けた優先順位を決定する。

なお、以下の整備については国において優先的に採択する方針が示されているので、検討にあたっては留意すること。

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備を図るもの

- ク「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- ケ平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- コ利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等条件不利地域においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの
- シ文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ス利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- セ障害児入所施設に入所する18歳以上の者（過齡児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設へ転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの
- ソアスベストの除去等の整備を図るもの
- タウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの

(1) 工事区分別基準（各施設種別共通）

- 都市計画法、建築基準法等の関係法令に照らして施設が建設可能で、かつ利用者の安全が確保できる土地が確保されていること。
- 定員、事業内容、建物の規模、配置が十分検討されていること。特に、入所施設の改築については、地域生活への移行のための具体的な方策と併せて定員減の可能性が十分吟味されていること。
- 自己資金の確保（償還財源含む）が確実で、資金調達について法人役員が責任を果たし得ること。
- 直近の県の法人・施設指導監査において文書指摘事項がないか、ある場合は既に改善され県に対し報告がなされている等、適正な法人運営を行っていること。
〔社会福祉法人を新規創設する場合〕
- 法人および施設の設置・運営の目的が明確になっていること。
- 法人の役員構成、施設長の資格が適正であること。役員、幹部職員がその責務を

十分認識していること。

① 施設の創設、増築、改築（面積の増減を伴うもの）

- ・「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に適合する事業であること。

対象経費	本体工事費（建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、共通仮設工事等）
	その他工事費（解体撤去、仮設施設）
	本体工事事務費（設計監理費、ただし工事請負費の2.6%以内）
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の買収、整地に要する経費 ・外構工事費（建物と一体的に施工されるものを除く） ・備品購入費（建物と一体的に施工されるものであって、就労・訓練設備等工事費、防災拠点スペースに係る初度設備加算の対象となる設備を除く） ・補助金内示前に契約した事業に要した経費

② 大規模修繕（面積の増減を伴わないもの）

- ・「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」（平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知）により整備をすること。
- ・必要性、緊急性が具体的で、挙証資料等の裏付けがあること

補助対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通所・入所施設 <ul style="list-style-type: none"> ・自己所有物件の大規模修繕。開設後おおむね10年以上経過した施設であって、1施設の総事業費が①施設の延面積（近畿厚生局長が必要と認めた面積）×<u>4,000円以上</u>、かつ②入所施設の場合は<u>1,000万円以上</u>、通所施設の場合は<u>500万円以上</u>の事業。 2. グループホーム等改修整備 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が<u>30万円以上1,000万円以内</u>の事業。 ・既存建物（賃貸物件を含む。この場合、賃貸借契約期間は、財産処分制限期間以上であることが望ましい。）のバリアフリー化工事等、共同生活援助の基盤整備を図るための改修工事。 ・自動火災報知設備設置に係る整備費も対象。 3. 障害福祉サービス等改修整備 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が<u>30万円以上500万円未満</u>の事業。 ・既存建物（賃貸物件を含む。この場合、賃貸借契約期間は、財産処分制限期間以上であることが望ましい。）のバリアフリー化工事等、障害福祉サービス等の基盤整備を図るための改修工
------	--

	<p>事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備設置に係る整備費も対象。 <p>4. ブロック塀等の改修整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設にあっては総事業費が<u>100万円以上</u>、通所（利用）施設にあっては<u>30万円以上</u>の事業 <p>5. 非常用自家発電設備の整備（既存設備の増設・改造を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が<u>500万円以上</u>の事業
--	---

③ スプリンクラー設備整備

- ・「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知）に適合する整備内容であること。

補助対象	<p>スプリンクラー設備等に必要工事費または工事請負費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1㎡あたり基準単価×知事が必要と認めた面積（スプリンクラー設置対象面積）
------	---

④ 避難スペース整備

- ・「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」（平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に適合する整備内容であること。

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の緊急受入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
------	--

3. その他留意事項について

国庫補助採択にあたっては、国からの留意事項により、下記の事業所に関する整備についてはそれぞれ各項目の内容に留意の上協議を要する。

【障害者支援施設の整備】

障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出を要する。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏

まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限る。

やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

【地域生活支援拠点の整備について】

地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第7期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

【その他】

- ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること
- ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること
- エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること
- オ 建設用地の確保が確実であると認められること
- カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること
- キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること
- ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること
- ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること。また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（+短期入所整備加算）
- ・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（+短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価+短期入

所整備加算

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2 + 短期入所整備加算

- コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の（別紙 A）「（3）水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。）
- サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと
- シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること
- ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害者の安全面に配慮すること
- セ 5及び6に記載する国土強靱化に係る整備は、その自治体における国土強靱化地域計画の策定を要件とするので、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること
- ソ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること
- タ 従前より、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、障害福祉サービス事業所・施設、保護施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用できる旨、周知を行っているところ。については、同交付金を活用する見込みである場合は、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」（1）アの「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」を用い、その旨明示いただきたい。
- チ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどが無いよう耐震性を確保する必要があるため、周知徹底されたい。なお、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

（参考 URL）会計検査院 HP

<https://report.jbaudit.go.jp/org/r04/2022-r04-0270-0.htm>

- ツ 障害者支援施設の改築又は移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改築）に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えない。
 - テ 原則として、大規模修繕に伴う整備の対象経費の実支出額の四分の三が当該施設を創設した場合の交付要綱に定める補助基準額を超える場合には、補助基準額を上限として協議すること。
 - ト 障害児関係施設のこども家庭庁への移管に伴い、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には従来の交付額への影響がないよう、交付要綱の別表1-2の第2欄及び「次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費における障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について」（令和5年8月22日こ成事第418号、障障発0822第1号）により、補助基準額や対象経費の実支出額等の算出方法を定めているため留意すること。なお、障害児通所支援事業の定員については、遺漏なく別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」に定める様式に記載すること。また、障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の整備を行う場合の優先順位については、こども家庭庁所管の次世代育成支援対策施設整備交付金の協議申請における障害児施設等の順位付けとの相関性を留意すること。
 - ナ 施設・事業所の業務継続にあたり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とし、保護施設等の整備にかかる国庫補助協議については、保護施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システム又は保護施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システム、保護施設等災害時情報共有システムへの登録と併せて速やかに対応すること。
- 二 障害者支援施設を整備する場合には、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」における議論のとりまとめ（令和7年9月24日）において、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について「施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある」とされたことを踏まえて、生活環境の向上に向けた居室の個室化を推進するよう努めること。なお、令和9年度以降に向けては、検討会における議論を踏まえ、社会福祉施設等施設整備費補助金における障害者支援

施設の整備について、原則個室化を進める場合を補助対象としていくことを検討しているため、ご留意いただきたい。